

政令 第二十九号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）第二条第一項第四号の規定に基づき、この政令を制定する。

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第六十五号」を「第六十六号」に改め、同条に次の一号を加える。

百六十六 放射線監視設備整備臨時特別交付金

附 則

この政令は、公布の日から施行する。